

新	旧	備考
前払輸入保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008 沿革 令和2年2月28日 一部改正	前払輸入保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008	
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)	
第3章 損失額及びてん補責任額 第4条～第6条 (略)	第3章 損失額及びてん補責任額 第4条～第6条 (略)	
(免責) 第7条 日本貿易保険は、第9条第3項及び第17条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）の故意又は重大な過失により生じた損失 二～三 (略) <u>四 前払輸入契約に関して被保険者等による不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に関する規定違反があった場合において生じた損失</u> <u>五</u> 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失 <u>六</u> 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、前払輸入保険の引受方針について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089）に定める基準を満たさない前払輸入契約について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失（ただし、日本貿易保険が前払輸入保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042。以下「手続細則」という。）で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以降に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。	(免責) 第7条 日本貿易保険は、第9条第3項及び第17条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）の故意又は重大な過失により生じた損失 二～三 (略) <u>四</u> 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失 <u>五</u> 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、前払輸入保険の引受方針について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089）に定める基準を満たさない前払輸入契約について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失（ただし、日本貿易保険が前払輸入保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042。以下「手続細則」という。）で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以降に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。）	

新	旧	備考
(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除) 第8条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。 一～三 (略) 四 被保険者等が、前払輸入契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき 五～七 (略) 2 (略)	(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除) 第8条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。 一～三 (略) 四 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき 五～七 (略) 2 (略)	
第9条 (略)	第9条 (略)	
第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第10条～第16条 (略)	第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第10条～第16条 (略)	
(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等) 第16条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 <u>2 被保険者等が前払輸入契約に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u>	(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務) 第16条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	
第5章～第6章 (略)	第5章～第6章 (略)	
第7章 保険金の支払 第21条～第22条 (略)	第7章 保険金の支払 第21条～第22条 (略)	
(保険金請求権の消滅時効) 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限(第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日)から<u>3年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 (略)	(保険金請求権の消滅時効) 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限(第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあつては、前払金の返還の期限から3月を経過した日)から<u>2年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 (略)	

新	旧	備考
第24条～第26条（略）	第24条～第26条（略）	
第8章（略）	第8章（略）	
第9章 雑則 第30条～第33条（略）	第9章 雑則 第30条～第33条（略）	
<u>（約款の改正）</u> <u>第34条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u>		
<u>（手続事項）</u> 第35条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。	<u>（手続事項）</u> 第34条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。	
<u>（準拠法令）</u> 第36条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	<u>（準拠法令）</u> 第35条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。	